阿賀野市上下水道局告示第6号

指定給水装置工事事業者の事業の廃止について

阿賀野市指定給水装置工事事業者規程(平成16年阿賀野市水道事業管理規程第33号)第7条の規定により、阿賀野市水道事業給水区域内で給水装置工事を行う次の業者から給水装置工事の事業の廃止について届出があったので、同規程第10条の規定に基づき告示する。

令和3年9月24日

阿賀野市水道事業
阿賀野市長 田 中 清 善

令和3年9月10日 廃止

指定番号	指定業者	住	所	廃止の理由
9 9	三菱電機システムサービス 株式会社	東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号		阿賀野市での指
				定工事店撤退の
	林八五江	日1街1ヶ		ため